

東京都板橋区における公共工事に
係る工事請負代金の前払取扱要領

(昭和59年4月1日区長決定)

(通則)

第1条 東京都板橋区契約事務規則(昭和53年板橋区規則第21号。以下「規則」という。)による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第44条第1項に規定する前金払の対象は、板橋区(以下「区」という。)が発注する土木・建築に関する工事(土木・建築工事に関する設計・調査を含む。)及び測量(以下「公共工事」という。)とする。

(前金払の率)

第3条 規則第44条第1項に規定する前金払の率は、契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)とする。

(前払金の最高限度額)

第4条 規則第44条第1項に規定する前払金の最高限度額は、1件の契約につき4億円とする。

(前払金の制限)

第5条 第2条の規定により前金払の対象とされる公共工事であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。

(1) 工期40日未満の公共工事

(2) 契約金額200万円未満の公共工事

(3) 支給材料を支給する公共工事で、契約金額(落札金額)に支給材の額を加えた額の3割以上の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか、板橋区長(以下「区長」という。)が予算執行上の理由その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第7条 前金払の対象とされる公共工事及び前金払の率等に関しては入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者に対してこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第8条 前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第9条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出したうえで行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還)

第10条 規則第44条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計額は第4条で規定する最高限度額を超えることができないものとする。

- (1) 契約金額を増額した場合

ア 土木工事、建築工事及び設備工事にあつては、増額後の契約金額の 4 割（当初の前払金の支給率が 4 割を下回るときは、その率とする。次号のアにおいて同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号のアにおいて同じ。）から支払済の前払金の額を差し引いた額

イ 測量及び工事に関する設計・調査にあつては、増額後の契約金額の 3 割（当初の前払金の支給率が 3 割を下回るときは、その率とする。次号のイにおいて同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号のイにおいて同じ。）から支払済の前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合

ア 土木工事、建築工事及び設備工事にあつては、支払済の前払金の額から減額後の契約金額の 4 割に相当する額を差し引いた額

イ 測量及び工事に関する設計・調査にあつては、支払済の前払金の額から減額後の契約金額の 3 割に相当する額を差し引いた額

2 規則第 4 4 条第 2 項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約金額変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させ
たうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第 4 4 条第 2 項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約金額変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（1 0 0 円未満の端数があるとき又は 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第 4 4 条第 2 項に規定する場合において、残工期が 3 0 日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、前払金を追加払せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第 1 1 条 規則第 4 4 条第 2 項の規定により前払金を追加払しようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。

3 規則第 4 4 条第 2 項の規定により前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第 1 2 条 前払金を支払った公共工事について部分払をするときは、規則第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契 約 金 額}}$$

(前払金の使途制限)

第 1 3 条 前払金は、当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第 1 4 条 規則第 4 4 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合において当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第 4 4 条第 3 項第 1 号又は第 3 号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

3 規則第 4 4 条第 3 項第 2 号の規定により前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定す

る率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（2年度以上にわたる公共工事の前金払）

第15条 2年度以上にわたる公共工事であっても、前払金は契約金額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4割）に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される公共工事に係る前払金についても適用する。

（債務負担行為を伴う公共工事の特例）

第16条 債務負担行為を伴う公共工事であるため、第5条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後前払金を支払うことができるものとする。

付 則

第1条 この要領は、昭和59年4月1日以後の入札に係る工事請負契約・測量及び工事に関する設計・調査委託契約（入札によらない工事請負契約・測量及び工事に関する設計・調査委託契約にあつては、同日以降の締結に係るものとする。）に適用する。

付 則 （昭和59年10月15日改正）

この要領の改正は、昭和59年10月15日から適用する。

付 則 （平成7年4月1日改正）

この要領の改正は、平成7年4月1日から適用する。

付 則 （平成 11 年 6 月 1 日改正）

この要領の改正は、平成 11 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 17 年 4 月 1 日改正）

この要領の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 19 年 5 月 1 日改正）

この要領の改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 （令和 3 年 5 月 26 日改正）

この要領の改正は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 （令和 7 年 4 月 1 日改正）

この要領の改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。